

# 中山間地域等直接支払交付金

滋賀県 農政水産部 農村振興課

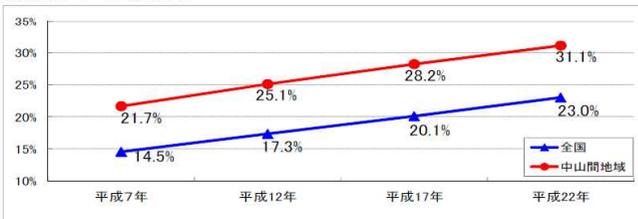
# 1. 制度の概要

# 1 中山間地域等直接支払制度の導入の背景

○ 中山間地域等が我が国農業・農村にとって重要な位置を占めている一方、高齢化の進行等により、その多面的機能等の低下が特に懸念されることを踏まえ、平成11年に成立した食料・農業・農村基本法の規定を受けて、農業生産活動が継続されるよう、農業の生産条件の不利益を補正することにより多面的機能の確保を特に図るための施策として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

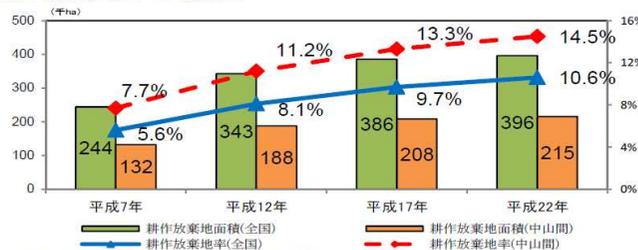
○ 中山間地域は、傾斜地が多く、平地に比べ農業生産条件が不利であり、高齢化・過疎化の進行、担い手不足、生活環境整備の遅れなども顕著であることから、耕作放棄地の増加等による食料供給機能及び多面的機能の低下が特に懸念。

<高齢化率の推移>



資料：総務省「国勢調査」  
注1：高齢化率は、65歳以上の割合。  
注2：平成17年及び平成22年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。

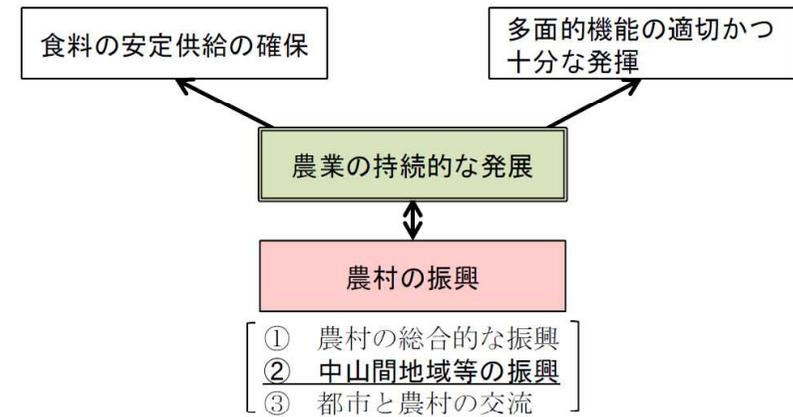
<耕作放棄地率の推移>



資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」(組替)  
注：農業地域類型区分は、平成7年は平成7年9月改定のもの、平成12年は平成13年11月改定のもの、平成17年及び平成22年は平成20年6月改定のものを使用。

○ 食料・農業・農村基本法に基づく施策の一つとして、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

<食料・農業・農村基本法における基本理念>



食料・農業・農村基本法（平成11年法律106号）  
（中山間地域等の振興）  
第35条第2項  
国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に  
行われるよう農業の生産条件に関する不利益を補正するための支援を  
行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ず  
るものとする。

## 3

中山間地域等直接支払制度中間年評価の結果  
農林水産省農村振興局より引用

## 2 中山間地域等直接支払制度の概要 ① 交付要件、交付の流れ等

○ 本制度は、1ha以上の農用地で5年間以上農業生産活動等を継続することを約束した協定を、市町村と締結した集落等の農業者に、県、市町村を通じて交付金を直接交付。

### 交付要件

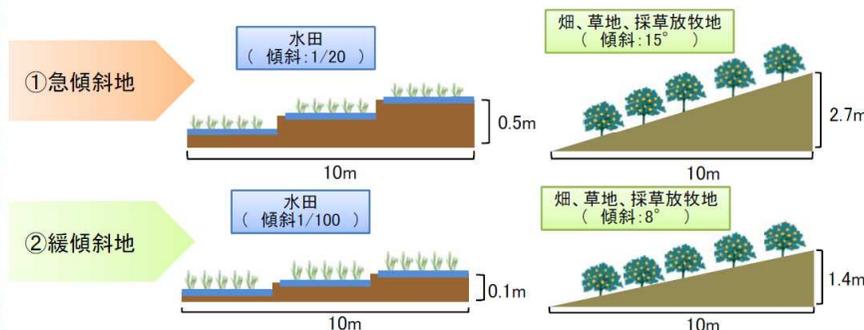
○ 過疎法等地域振興8法<sup>※1</sup>で指定された**条件不利地域内の傾斜農用地等**<sup>※2、※3</sup>において、**集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者**に対し交付。

※1 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法

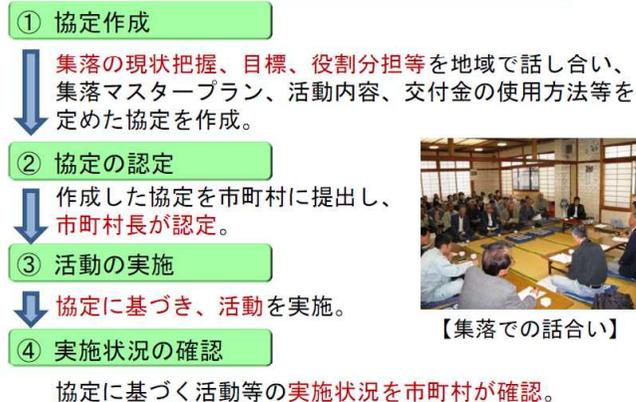
※2 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用区域内に存する農用地（農振農用地）を対象

※3 条件不利性を有する対象地域・農用地の条件を知事が別途指定することも可能。（知事特認地域の詳細は6ページ）

### 対象農用地の例

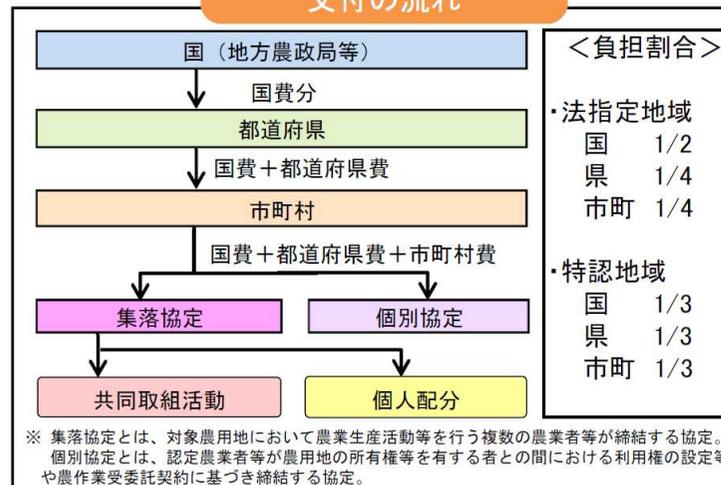


### 協定の策定と活動の流れ



【集落での話し合い】

### 交付の流れ



3

## 2 中山間地域等直接支払制度の概要 ②集落協定の内容、交付単価等

- 5年間の活動予定として、農地の管理方法や役割分担、共同取組活動の内容等を集落協定に定めて実施。対象農用地が耕作放棄された場合は交付金の遡及返還が求められるが、高齢や病気等やむを得ない事情で営農等が継続できなかった場合は返還免除。
- 協定には、①耕作放棄の発生防止等農業生産活動を継続するための活動や、②将来に向けての農業生産活動の継続を目的とした体制整備のための前向きな取組を規定。
- なお、交付金の使途に特に制限はない。

### ①農業生産活動を継続するための活動（必須）

農業生産活動を継続するための活動を規定

- ・農業生産活動等  
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動（選択実施）  
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【集落共同の水路清掃】



【周辺林地の管理】



【水路の簡易補修】



【景観作物の作付】

### ②体制整備のための前向きな取組（選択）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組を規定

例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集团的かつ持続可能な体制整備



【機械の共同化】



【棚田農業体験】



【地場産農産物の直売】

### 主な交付単価（通常単価）

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15° ~)	11,500
	緩傾斜(8° ~)	3,500
草地	急傾斜(15° ~)	10,500
	緩傾斜(8° ~)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15° ~)	1,000
	緩傾斜(8° ~)	300

※ 左記①のみの活動を行う場合は、上記単価の8割。(基礎単価)

### ○加算措置

名称	交付単価
①規模拡大加算	田：1,500円/10a 等
②土地利用調整加算	田・畑：500円/10a
③小規模・高齢化集落支援加算	田：4,500円/10a 等
④法人設立加算	田：1,000円/10a 等
⑤集落連携促進加算（平成25年度～）	2,000円/10a

4

# 3. 滋賀県での対象となる地域

## 対象となる地域

### ★法指定地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法

★特認地域(知事が指定する地域): 1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。

#### 1. 地域基準 (次の①～④のいずれかの要件を満たす)

- ①法指定地域に地理的に隣接する農用地
- ②農林統計上の中間農業地域または山間農業地域
- ③既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
- ④特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

#### 2. 農用地基準

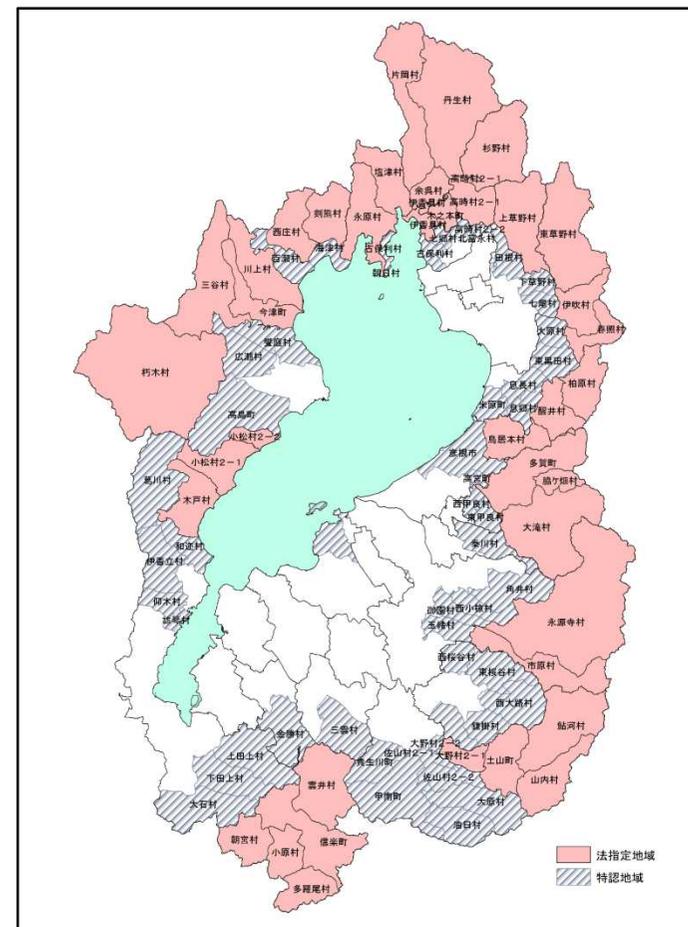
(1)上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を満たす

- ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地 8度以上)
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地

(2)④の地域については、次の要件を満たすこと。

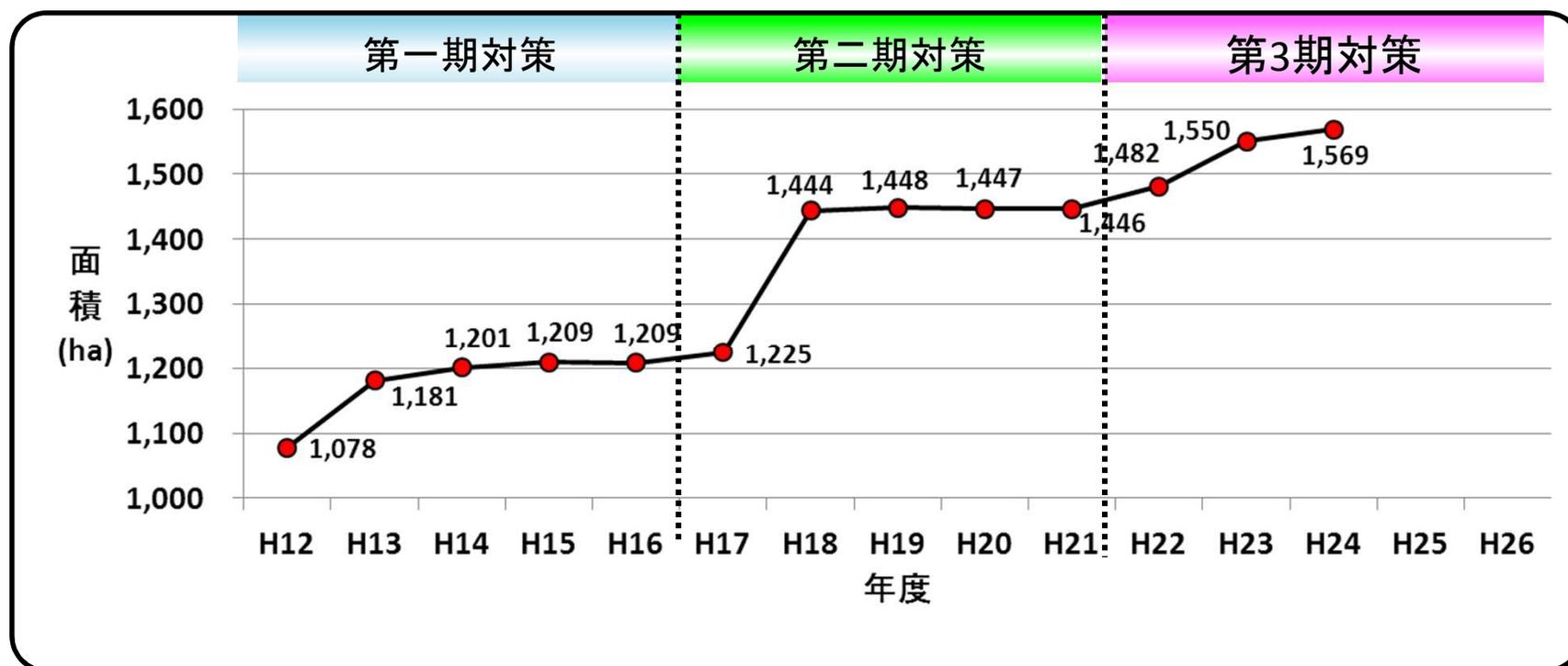
- ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)

## 法指定地域、特認地域



## 4. 滋賀県における中山間地域の協定面積の経過表

第一期対策から第二期対策で協定面積が増えた理由：H17からH18年度にかけて、甲賀市(5集落増) 東近江市(6集落増) 米原市(2集落) 計13集落が新たに取り組みをしたことによる。



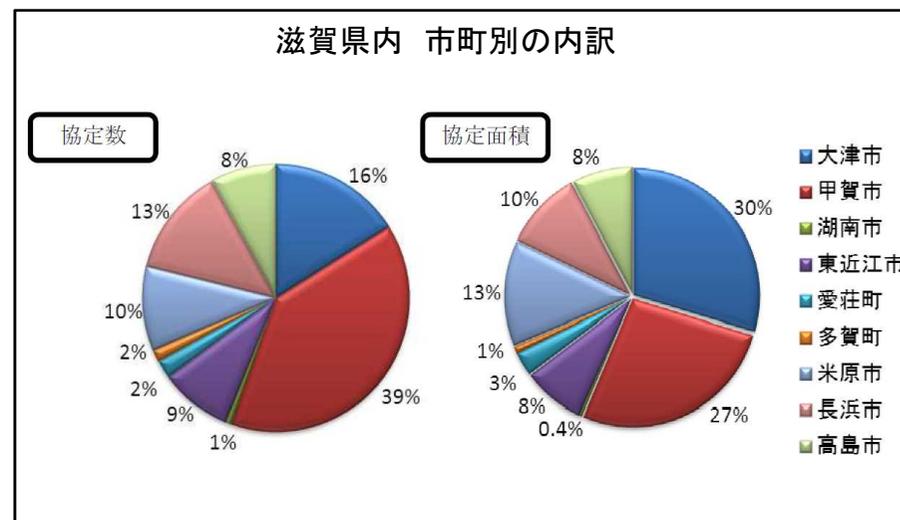
## 2. 平成24年度の実施状況

# 1. 対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

協定農用地の総面積は1,568.6ha（H23は1,550.4ha）で、県内9市町における対象面積2,196.2haの約71.4%でした。

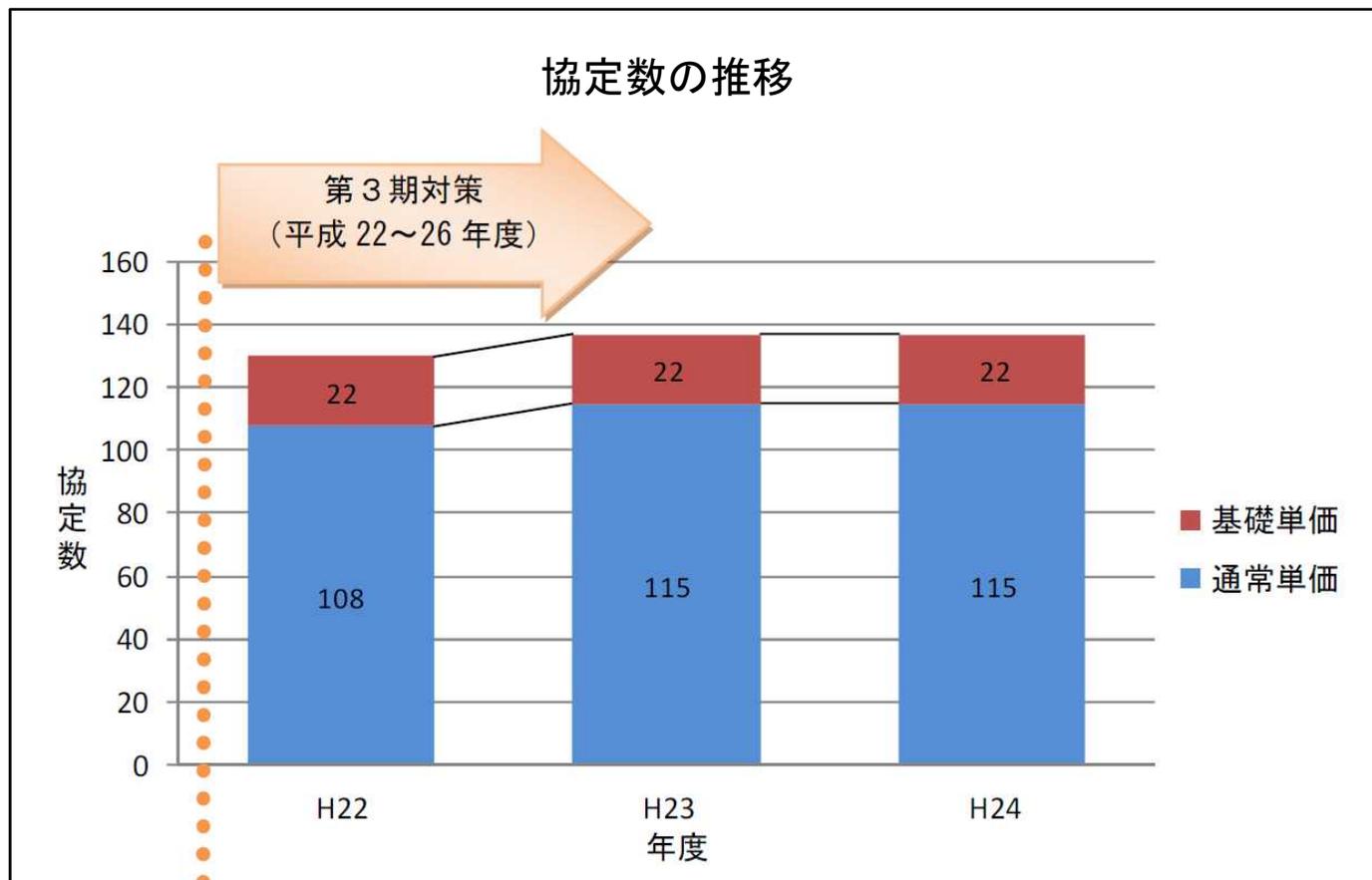
市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数			集落協定 参加農家 数(人)
			通常単価 (10割)	基礎単価 (8割)		
大津市	590.4	464.7	22	15	7	1,109
甲賀市	673.4	420.4	54	54	0	847
湖南市	7.1	6.5	1 [1]	1 [1]	0	—
東近江市	127.1	125.2	12	11	1	352
愛荘町	47.6	47.5	3	1	2	81
多賀町	19.6	14.0	2	2	0	35
米原市	264.8	208.9	14	14	0	354
長浜市	220.8	158.8	18	16	2	452
高島市	245.4	122.5	11 [1]	1	10 [1]	164
滋賀県計	(2,195.9) 2,196.2	(1,550.4) 1,568.6	(137 [2]) 137 [2]	(115 [1]) 115 [1]	(22 [1]) 22 [1]	(3,368) 3,394
全国計	(827,494) 830,836	(677,633) 682,404	(27,570 [476]) 27,849 [497]	(18,601 [405]) 18,888 [423]	(8,969 [71]) 8,961 [74]	(607,995) 612,820

※滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による  
※ ( ) 内は H23 年度の数字、[ ] は個別協定数で内数



## 2. 協定数の推移

137協定のうち、通常単価で取り組んだ協定は115協定、基礎単価で取り組んだ協定は22協定で前年度と同じでした。



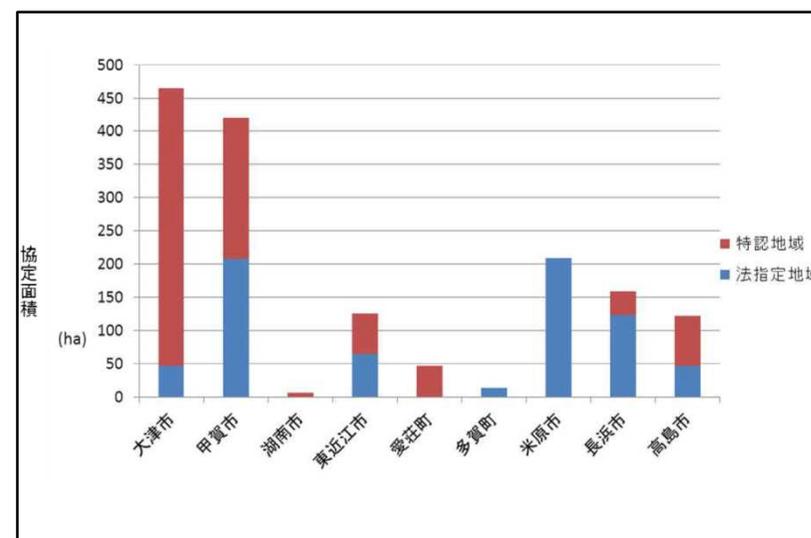
### 3. 協定農用地の面積

協定農用地の総面積1,568.6haのうち、法指定地域の総面積は712.8ha  
特認地域の総面積は855.8ha

各市町の協定面積

市町名	協定面積			法指定地域			特認地域		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
大津市	464.7	0	464.7	46.6	0	46.6	418.1	0	418.1
甲賀市	369.7	50.7	420.4	157.0	50.7	207.7	212.7	0	212.7
湖南市	6.5	0	6.5	0	0	0	6.5	0	6.5
東近江市	125.2	0	125.2	64.6	0	64.6	60.6	0	60.6
愛荘町	47.5	0	47.5	0	0	0	47.5	0	47.5
多賀町	14.0	0	14.0	14.0	0	14.0	0	0	0
米原市	208.9	0	208.9	208.9	0	208.9	0	0	0
長浜市	158.7	0.1	158.8	123.6	0.1	123.7	35.1	0	35.1
高島市	122.5	0	122.5	47.2	0	47.2	75.3	0	75.3
滋賀県計	1517.8	50.8	1568.6	662.0	50.8	712.8	855.8	0	855.8

※3 法指定地域とは、特定農山村法、山村振興法、過疎法のいずれかに指定された地域  
 ※4 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域  
 ※5 滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による



## 4. 交付金額・使用状況

交付 状況・使用状況				単位: 千円
市町名	交付額	共同取組活動		割合 (%) (共同 : 個人)
		共同取組活動	個人配分	
大津市	91,246	56,513	34,733	61.9 : 38.1
甲賀市	50,473	42,287	8,186	83.8 : 16.2
湖南市	1,366	—	1,366	0 : 100 (個別協定のみのみ)
東近江市	25,971	21,495	4,475	82.8 : 17.2
愛荘町	3,423	3,423	0	100 : 0
多賀町	1,120	412	708	36.8 : 63.2
米原市	32,061	18,091	13,969	56.4 : 43.6
長浜市	20,985	18,292	2,692	87.2 : 12.8
高島市	17,418	11,802	5,616	67.8 : 32.2
滋賀県計	(242,826) 244,062	(173,358) 172,316	(69,458) 71,746	(71.4 : 28.6) 70.6 : 29.4
全国計	(53,280,000) 53,845,000	(29,463,840) 29,399,370	(23,816,160) 24,445,630	(55.3 : 44.7) 54.6 : 45.4

※合計の不整合は各項の四捨五入による  
※斜体の数字は推定値

- 1) 交付金額は244,062千円(H23年度は242,826千円) →協定面積の増加による。
- 2) 交付金の使用: 総額の70.6%が共同活動(農道・水路・農地の維持管理、鳥獣被害防止対策) 29.4%が個人配分。

# 5. 共同取組活動費の使途内訳

共同取組活動費の使途内訳(滋賀県計)

金額:千円、( ):集落協定数

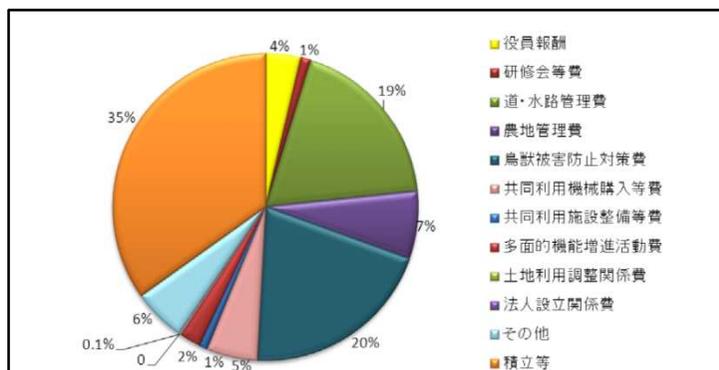
市町名	共同取組活動費	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	その他	積立等
大津市	56,513 (113)	2,965 (17)	855 (5)	13,195 (17)	4,545 (13)	14,840 (18)	3,214 (3)	0	3,559 (11)	0	0	6,462 (17)	6,878 (12)
甲賀市	42,287 (194)	1,360 (33)	975 (4)	8,697 (35)	2,936 (22)	6,605 (22)	2,536 (8)	1,050 (3)	0	0	119 (1)	3,011 (32)	14,997 (34)
東近江市	21,495 (44)	485 (6)	0	5,474 (10)	3,350 (5)	1,000 (4)	1,000 (1)	0	250 (2)	0	100 (1)	126 (3)	9,710 (12)
愛荘町	3,423 (4)	0	0	0	0	2,507 (3)	0	0	0	0	0	0	916 (1)
多賀町	412 (4)	140 (2)	0	0	0	272 (2)	0	0	0	0	0	0	0
米原市	18,091 (50)	785 (9)	0	3,989 (9)	1,194 (4)	3,127 (5)	2,486 (4)	0	12 (1)	0	0	450 (7)	18,251 (11)
長浜市	18,292 (69)	652 (10)	0	1,786 (13)	1,035 (9)	4,430 (7)	591 (5)	700 (1)	0	0	0	294 (8)	8,804 (16)
高島市	11,802 (24)	430 (3)	198 (1)	1,118 (4)	99 (1)	4,820 (5)	0	0	397 (1)	0	0	0	4,740 (9)
滋賀県計	172,316 (502)	6,817 (80)	2,028 (10)	34,260 (88)	13,159 (54)	37,601 (66)	9,827 (21)	1,750 (4)	4,218 (15)	0 0	219 (2)	10,343 (67)	64,296 (95)

※6

※6

※合計の不整合は各項の四捨五入による

※6 前年度以前の積立額も含む



使途内訳は積立等が最も多く35%となっており、次いで鳥獣被害防止対策費が20%となっている。

## 6. 体制整備に向けた取り組み状況

通常単価で取り組む集落協定全114協定のうち、111協定がC要件で取組

市町名	集落協定数	通常単価			
		取組集落数	A要件 (※7)	B要件 (※8)	C要件 (※9)
大津市	22	15	5	1	14
甲賀市	54	54	0	0	54
東近江市	12	11	0	0	11
愛荘町	3	1	0	1	0
多賀町	2	2	0	0	2
米原市	14	14	1	0	13
長浜市	18	16	0	0	16
高島市	10	1	0	0	1
滋賀県計	135	114	6	2	111
全国計	18,888	18,465	4,159	538	16,306

【湖南市は個別協定のみのため非掲載】

- ※7 A要件の取組内容…協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化等  
 ※8 B要件の取組内容…集落を基礎とした営農組織の育成、担い手への集積化  
 ※9 C要件の取組内容…集落や組織による集团的かつ持続可能な体制整備（農業の継続が困難な農地が生じた場合に、その農地を引き受け管理する者を協定で定める）

## 7. 個別協定の取り組み状況

湖南省と高島市の2地域で個別協定を取り組まれました

市町名	湖南省	高島市
協定締結者	農業生産法人	認定農業者
自作地の有無	無（利用権の設定農地のみ）	有（自作地＋利用権設定農地）
取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業生産活動を5年間以上継続</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業生産活動を5年間以上継続</li><li>・耕作放棄の防止活動（柵、ネット等の設置）</li><li>・水路の管理</li><li>・景観作物の作付け</li></ul>

※ 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となります。

## 8. 加算措置の取り組み状況

平成22年度から甲賀市の1協定が法人設立に向けた活動に取り組まれているほか、平成23年度から新たに米原市の1協定が規模拡大に向けた活動に取り組まれ、それぞれ加算措置を受けました。

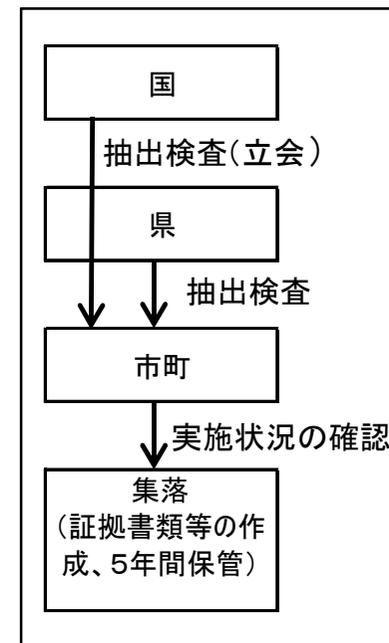
加算措置名	協定数	該当市町名
法人設立加算	1	甲賀市
土地利用調整加算	0	—
小規模・高齢化集落支援加算	0	—
規模拡大加算	1	米原市

- ※1 法人設立加算  
農業生産法人または特定農業法人の設立に対し加算。
- ※2 土地利用調整加算  
担い手に対し、新たに協定面積の30%以上において利用権設定等を行う集落に対し加算。
- ※3 小規模・高齢化集落支援加算  
近隣集落が小規模・高齢化集落の農用地を協定農用地として取り組んだ場合に加算。
- ※4 規模拡大加算  
担い手が新たに利用権の設定等を行った対象農用地について、5年以上の期間継続して耕作した場合に加算。

## 9. 抽出検査について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の4に基づき、対象協定の中から抽出（5年間で3割程度）して証拠書類等についての検査を行い、必要に応じて現地確認を行う。

1. 平成24年度実績
  - ・ 7市町 10協定で実施
2. 実施方法
  - ・ 抽出検査チェックリストに基づき実施する
3. 抽出検査の結果（主な指摘事項）
  - ・ 協定書の記載方法、添付書類の改善（添付図面、写真整理）
  - ・ 確認野帳の再整備（代表者印、写真の添付）



# 10. 成果等について 1/2

中山間地域等直接支払交付金制度により、1,568.6haの農地について、耕作放棄地の発生を防止し、集落内の活性化につながりました。

1. 本制度に取り組んでいなければ、H22～H26の5年間でどれくらい耕作放棄されると思いますか。

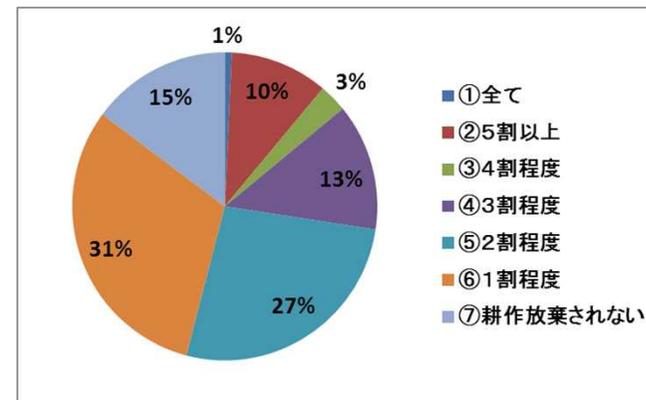
→27%の集落が、3割以上の農地が耕作放棄されるのではないかと回答。

2. 制度の取組により、協定締結前と比べてどのように変わりましたか。

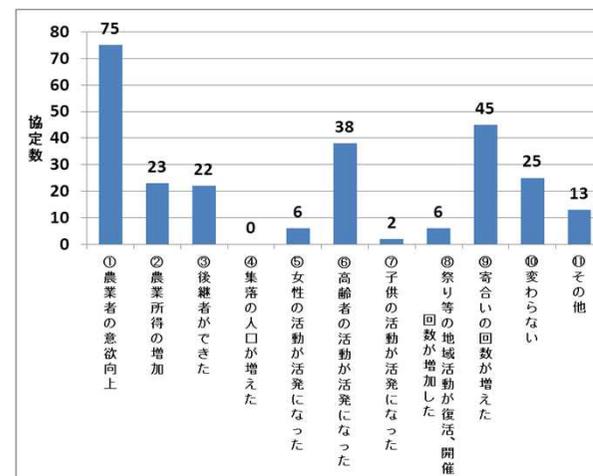
→農業者の意欲向上が75集落(56%)と最も多く、次いで集落の活性化や将来に向けた話合いの活発化が45集落(33%)、高齢者の活動の活発化が38集落(28%)となっている。

H24 集落アンケートの結果

1.



2.

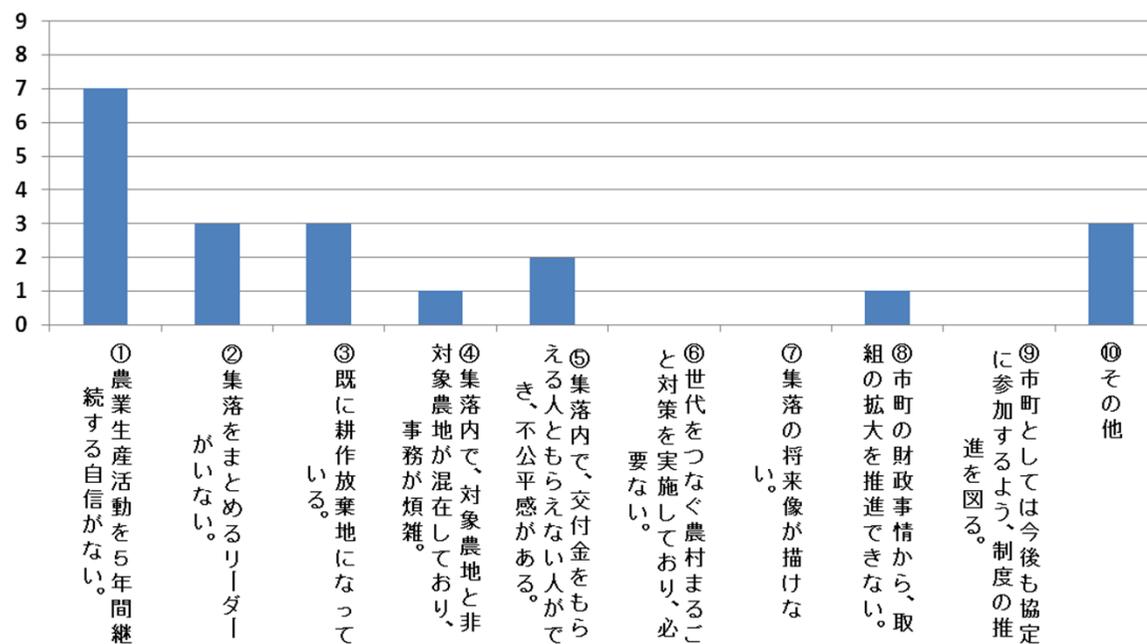


## 11. 成果等について 2/2

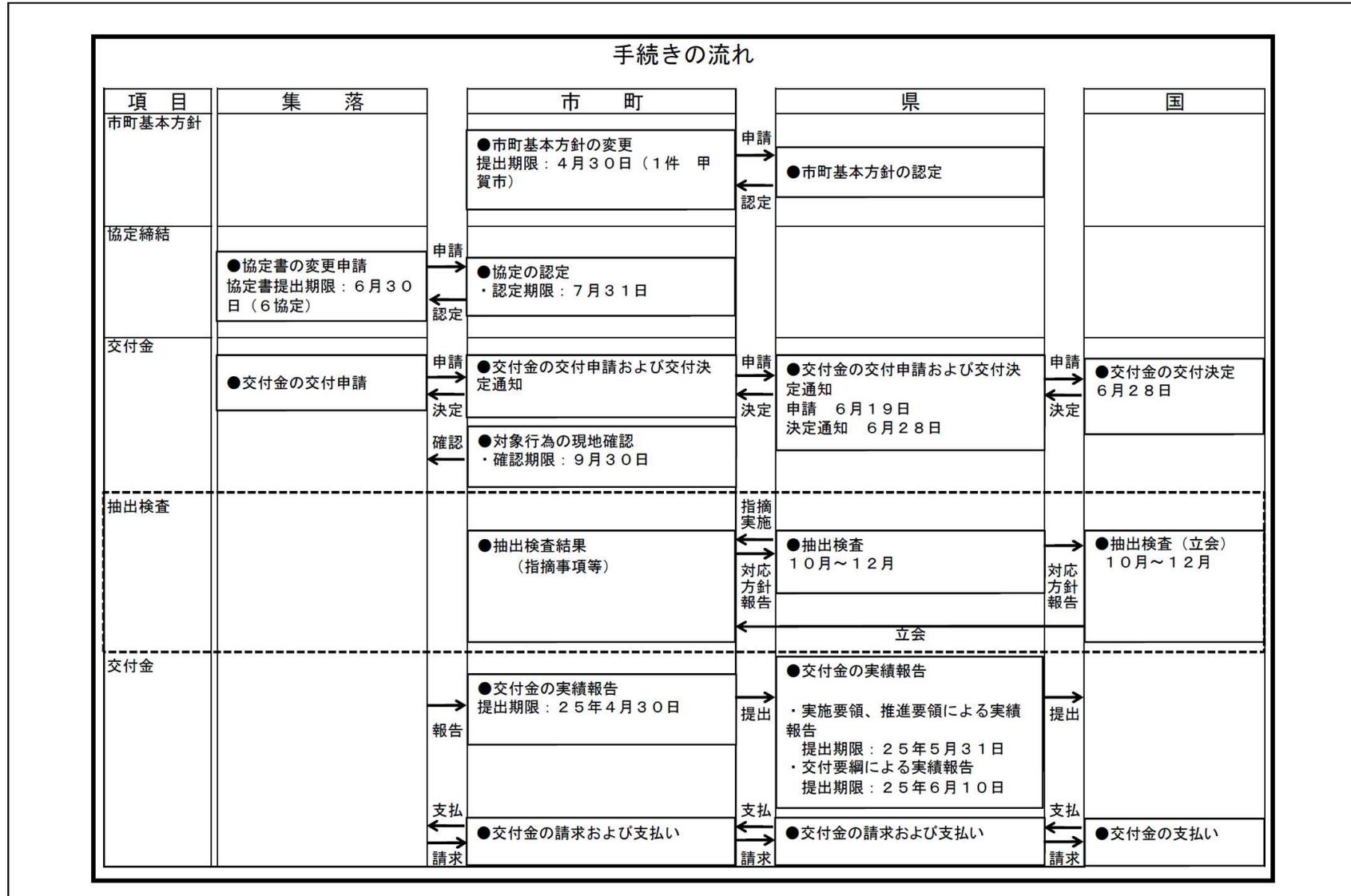
対象農用地に対する協定農用地面積の割合は徐々に増加しているが、約30%については、高齢化等の理由により制度に取り組むことができなかった。

### 協定に参加しなかった(できなかった)と思われる理由

高齢化、獣害、過疎化などの理由で、農業生産活動を5年間継続する自信がないという回答が一番多い。



# 12. 手続きの流れ



<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

## ○協定参加者以外も含め集落ぐるみで共同活動を実施

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県大津市 <small>おおつし</small> 伊香立向在地町 <small>い か だちむかいざいじちやうしゆうらくきやうていすいしんかい</small> 集落協定推進會			
協定面積 16.3ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、麦、大豆			
交付金額 273万円	個人配分			48 %
	共同取組活動 (52%)	役員報酬		5 %
		景観形成活動、共同防除、担い手定着活動		7 %
		揚水管理、ため池管理、道路管理		11 %
		地力増進活動、耕作放棄対策		5 %
共同利用機械購入積立金		21 %		
その他		3 %		
協定参加者	農業者 45人、農業組合 1、土地改良区 1、自治会 1			開始：平成12年度
人・農地ブランドの作成状況	作成していない			

### 2. 取組に至る経緯

伊香立向在地町集落では、平成元年から 10 年にかけてほ場整備が行われ、米を中心とする営農を展開しているが、兼業農家の増加、高齢化の進行、米価の低迷等の課題を抱え、営農意欲の減退や集落活力の低下が見られてきたことから、将来に渡り集落の維持発展を図っていくため、平成 12 年から中山間地域等直接支払制度に取り組むことになった。

ほ場整備によって整備された優良な農地を担い手へ引き渡すため、現在の営農組織を発展させ継続的な営農体制を確立し、また、生産の中心である米のブランド(伊香立ブランド)を立ち上げることを目指し、活動に取り組んでいる。

### 3. 取組の内容

集落ぐるみの農業生産活動体制の整備に取り組み、共同利用機械の整備を行った。農地は所有農家が耕作・管理し、農道・水路の維持管理は協定対象外農家も一緒に参加して、集落ぐるみで農業活動を実践している。

また、近年は、イノシシ、シカ、サルによる農作物被害が深刻化してきたことから、電気柵の設置を行うなど、獣害対策にも取り組んでいる。

集落づくりの一環として、休耕田にコスモスを植え、コスモス田作り等の活動を行うとともに、自治会活動(夏祭り)にも協賛し、多面的機能増進活動を自治会と協同して実施している。また、開花時期には、集落外からも多くの人を訪れ、住民との交流を図っている。



【向在地集落】



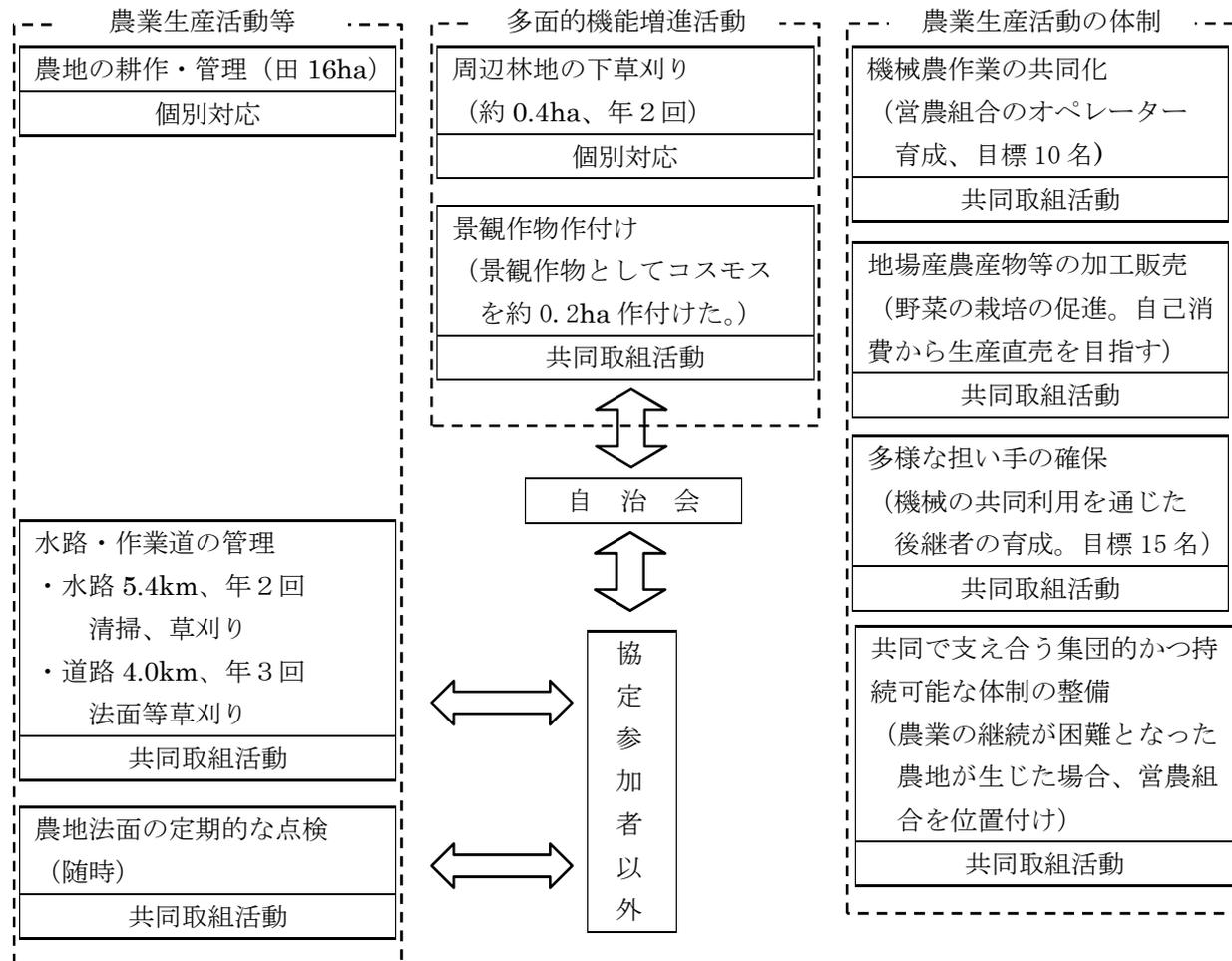
【法面の草刈り作業】

**[集落の将来像]**

- 生産性の向上
- 住みよい集落づくり

**[将来像を実現するための活動目標]**

- 営農組織のオペレーターを育成し、農作業の受委託による効率化
- 機械施設の共同利用を通じ、後継者の育成



**4. 今後の課題等**

集落の課題としては、リーダーの確保、高齢化の進行、担い手の育成等があげられるが、「いかにして鳥獣害の被害を防いでいくか。」が当面の課題。

また、伊香立向在地町集落は、他集落に比べ比較的条件が揃っていることから、危機感をもっている農業者が少ないため、今後、集落内の意識を共有し、集落全体で地域を守るという更なる意識の向上が必要。

**[第 2 期対策の主な成果]**

当該事業に取り組むことにより、集落全体で農業に取り組むことができ、農業活動の継続が図られている。

<その他（その他、取組に特徴のある事例）>

## ○歴史街道が残る集落の景観・自然生態系に配慮した取組

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県長浜市 <small>ながはまし</small> 相撲庭町山田地区 <small>すまいにわちょうやまだちく</small>			
協定面積 2.9 ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 61万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	水路、農道、電気柵の維持管理、整備費		100%
協定参加者	農業者 13人			開始：平成23年度
人・農地プランの作成状況	作成していない			

### 2. 取組に至る経緯

伊吹山を源流とする姉川中流域に位置する相撲庭町は、山裾に北国脇往還が通り、古い街道の名残を残している。

集落の耕地は約 55ha。作物は水稲が中心で、小規模の兼業農家が多い。昭和 60 年頃、ほ場整備を実施して、区画を整理。大半は平場に位置するが、山裾に位置する山田地区では、急傾斜の田が約 3ha 存在し、イノシシなどの獣害被害に悩む中、農用地の保全が必要と考え、平成 23 年度より中山間地域等直接支払交付金に取り組むこととした。

### 3. 取組の内容

集落が抱える一番の課題である獣害被害に対応するため、共同取組活動で電気誘導柵を設置。従来の電気誘導柵の更新を図ると共に、田園風景の景観保持も目的とした周辺森林の雑木処分、草刈りの維持管理の徹底を協定者で取り決め、実施している。

草刈り機での作業が困難な柵の周辺部では、これまでは、除草剤を散布していたが、現在は、不織布を張って草の生育を抑えており、維持管理の低減が図れたうえに、除草剤を使用しないため、一時は見かけなくなったイモリも戻ってきた。協定参加者全員で草を刈ることで、集落の環境も良くなり、集落の意識も変わってきている。



【電気誘導柵設置】



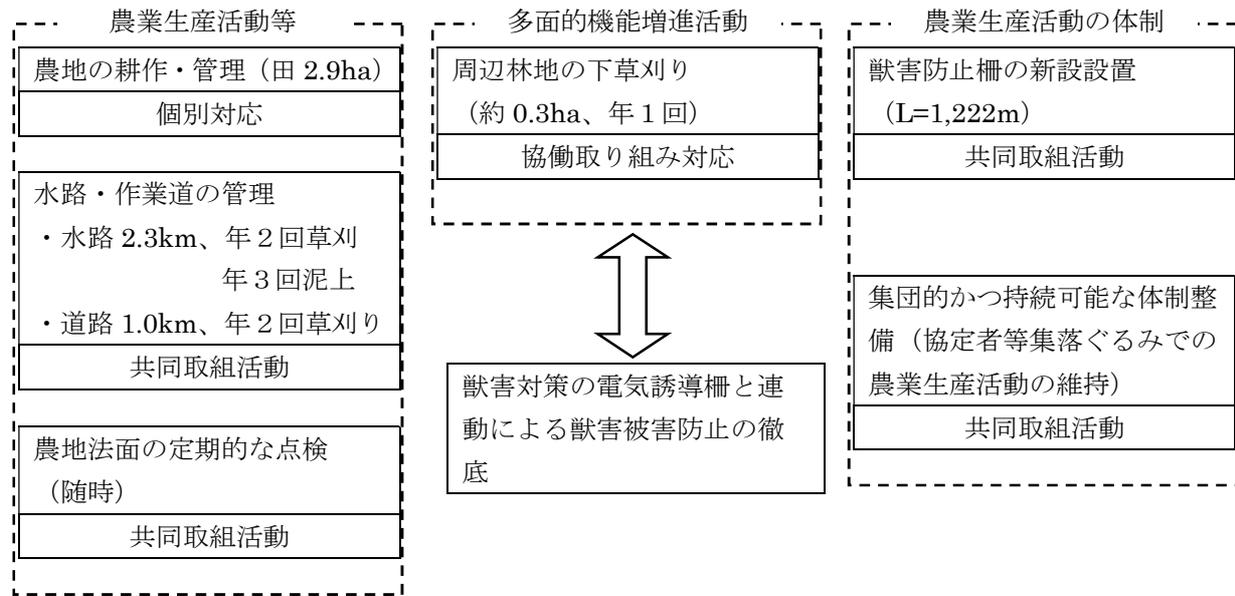
【周辺林地の管理】

**【集落の将来像】**

- 当農用地の管理者は13名の協定者と少ないが、地道ではあるが、良好な維持管理、景観保全を向上することで、担い手の育成、集落内の協定参加者増を目標に、この中山間地域等直接支払交付金をステップとして、集落ぐるみの生産活動体制を構築していく。

**【将来像を実現するための活動目標】**

- 耕作放棄地とならないように、特に獣害対策の充実を図り、常に耕作可能な良好な農用地として維持管理の徹底を図る。



**集落外との連携**

- 当協定農用地以外の集落住人にも普及、啓発を図り、集落内の協定参加者増を目標とする。

**4. 今後の課題等**

集落の高齢化が進み、今後、耕作が難しくなる農地が発生していくと思われる。今の対策中は、何とか踏ん張れるものの、次の対策の時は、どうなるか分からない。

後継者の育成が必要であり、当面、定年後の帰農者を後継者として位置付けていきたいが、若年層は、農業に採算性が見込まれないと、確保が難しい。

主産物である米をブランド化し、所得の向上につなげていきたいが、一方で、昔から言い伝えられてきた「弘法さんの不思議な水」を地域の資源として何とか活かさないかと、集落では模索している。

また、同じ相撲庭町の農業者とも何ら連携が出来ないかと検討している。

**【第 2 期対策の主な成果】**

取り組みなし